

# もりぐち児童クラブ事業入会児童室の民間委託に伴う 開設時間延長等のサービス拡充と利用者負担金改定

資料 4

守口市こども部  
放課後こども課

もりぐち児童クラブ入会児童室は、平成29年11月に公表した「もりぐち児童クラブ入会児童室民間委託によるサービス拡充プラン」に基づき、平成31年度から事業運営を民間事業者へ委託することにより、開設時間の延長を主とするサービス拡充を図ることとしました。

そこで、入会児童室を運営する優れた民間事業者を選定するため、外部有識者などからなる5人の委員で構成する「もりぐち児童クラブ事業入会児童室プロポーザル選定委員会」を設置し、平成30年3月から7月まで、計4回にわたり公平性、公正性及び専門性をもって御審査いただきました。

その結果、平成30年7月5日に開催した第4回選定委員会において、もりぐち児童クラブ事業入会児童室業務委託公募型プロポーザルに係る優先交渉権者候補者として株式会社共立メンテナンスPKP事業本部関西支店が選定(答申)されました。

ついで、市として当該事業者を優先交渉権者として決定し、平成30年8月に契約を締結しました。現在、民間委託後の事業運営がスムーズに行えるよう、その体制を整えつつ、引継ぎを進めているところです。

この民間委託に伴い、民間ノウハウを活用して、サービス拡充を図ることとし、下記の新たな取組を実施するとともに、開設時間を延長することにより、大阪府内団体で最長(※)の開設時間となります。さらに、右記のとおり、入会児童室の利用者負担金を延長開設を利用しても現行と同額に設定することにより、大阪府内で同じ開設時間設定の団体中、最安価(※)となります。(※)H30.8月現在、本市調べ

## 民間委託による主な取組(サービス拡充)

### 1. 巡回指導の実施【国庫補助を活用】

放課後児童クラブの運営に豊富な知識と経験がある巡回アドバイザーが各入会児童室を定期的に巡回し、支援員等に対して助言、教育及び指導を行うとともに、入会児童室の運営調整を実施。支援員等をサポートし、各入会児童室の運営水準の均質化と向上を図ります。

### 2. 入退室管理システムの導入【国庫補助を活用】

児童ごとに発行したQRコード等を利用し、児童の入退室を管理するとともに、その入退室時の時刻と顔写真を保護者の携帯電話等にメールで通知でき、また、その他の緊急連絡等も通知できる入退室管理システムを導入。ICTを活用し、児童の安全・安心をより一層高めます。

### 3. テレビ・DVD デッキの設置

日々の遊びや学習支援に活用するため、テレビ・DVD デッキを各入会児童室に設置。児童の遊び・学びの環境を充実させます。

### 4. 連絡専用携帯電話の設置

緊急時や児童のお迎え時間の変更など、常に保護者との連絡が取りやすい環境とするため、連絡専用の携帯電話を各入会児童室に設置。保護者の利便性を一層高めます。

## 開設時間の延長(サービス拡充)

平成31年3月まで(現行)

開設日	開始時間	終了時間
平日	放課後	18:00
土曜日	9:00	17:00
長期休業日など	8:30	18:00

平成31年4月から

開設日	開始時間	終了時間
平日	放課後	19:00
土曜日	8:00	19:00
長期休業日など	8:00	19:00

## 開設区分

開設時間を延長することに伴い、現在の17:00を境とした利用状況などを踏まえ、平成31年4月より月曜日から金曜日までの開設の「基本開設」は17:00までとし、17:00以後の利用を希望される方を対象に、新たに19:00までの「延長開設」を新設しました。

## 利用者負担金

平成31年4月から改定する利用者負担金については、平日の利用であれば、基本開設が月額4,900円、延長開設が月額500円となり、現行と同額で19:00までの延長開設を含む全ての開設時間を利用できます。また、17:00までの基本開設のみの利用であれば、現行から月額500円の引き下げとなります。

なお、土曜開設は、開設時間を延長しますが、現行と同額のままとし、変更はありません。

平成31年3月まで(現行)

開設区分	開設時間	利用者負担金
基本開設(月～金曜日)	放課後～18:00	5,400円
土曜開設(土曜日)	9:00～17:00	1,500円
合計		6,900円

平成31年4月から

開設区分	開設時間	利用者負担金
基本開設(月～金曜日)	放課後～17:00	4,900円
延長開設(月～金曜日)	17:00～19:00	500円
土曜開設(土曜日)	8:00～19:00	1,500円
合計		6,900円

総額は変わらず、延長開設を利用することが可能

## 大阪府内最長の開設時間で、利用者負担金は最安価！！

大阪府内で放課後児童クラブを運営している団体(公設公営及び公設民営)のうち、最長の開設時間設定(本市以外では4団体)であり、利用者負担金は、同じ開設時間設定の団体中、最安価。(※)H30.8月現在、本市調べ